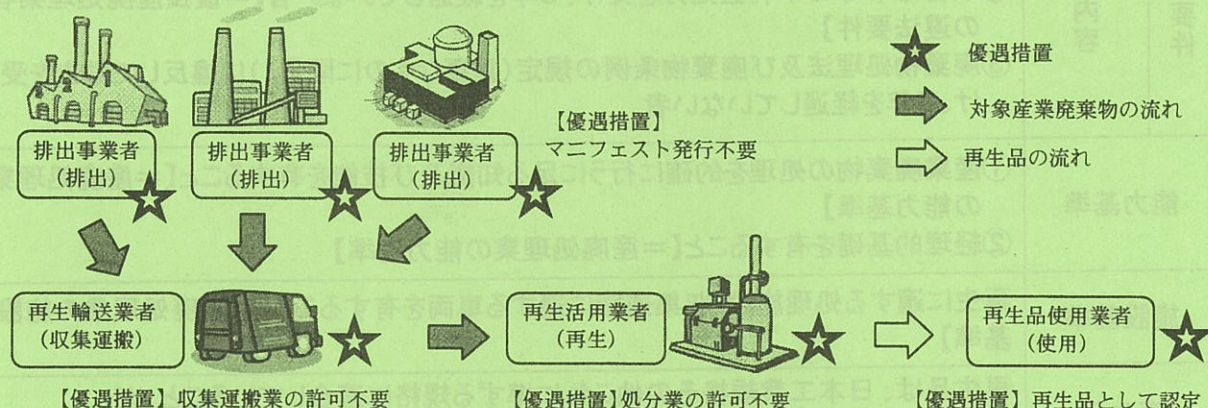


事業者の皆様へ

再生利用個別指定制度を ご活用ください

指定を受けると、再生利用されることが確実な産業廃棄物を処理する場合、マニフェストの発行が不要となるなどの優遇措置が受けられます。

〔制度のイメージ〕



優良な事業者が行っている産業廃棄物の再生利用事業について、知事が申請に基づいて事業計画を審査し、事業者を指定することにより、廃棄物処理法の規制緩和等の優遇措置を講じ、産業廃棄物の再生利用を促進することを目的とした制度です。

◇ 制度の概要

- (1) 指定の対象となる廃棄物は、再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物です。
- (2) 指定の対象者は、法令遵守の徹底した再生輸送業者、再生活用業者の方です。
- (3) 指定を受けるには、排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者の方々が、共同で対象産業廃棄物の再生利用に係る事業計画を作成する必要があります。
- (4) 再生利用個別指定業の指定を受けた場合、以下の優遇措置を受けることができます。
 - ア 排出事業者は、マニフェストの発行・産業廃棄物の処理状況の確認が不要。
 - イ 再生輸送業者は、収集運搬業の許可が不要。
 - ウ 再生活用業者は、処分業の許可が不要。
 - エ 産業廃棄物の処理物は、適正な再生品として認定。

制度の内容、申請方法等は裏面をご覧ください。

◇ 制度の主な内容

		内 容
事業計画		排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者は、共同して再生利用個別指定事業計画を作成。
指定期間		5年間
指定の 対象廃棄物		再生利用することが確実であると認められる産業廃棄物
指定 基準	対象者	排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者
	欠格要件	①廃棄物処理法の欠格要件(禁固以上の刑等)【＝産廃処理業の欠格要件】 ②改善命令等の不利益処分を受け、5年を経過していない者【＝優良産廃処理業者の遵法要件】 ③廃棄物処理法及び廃棄物条例の規定(重要なものに限る。)に違反して勧告を受け、5年を経過していない者
	能力基準	①産業廃棄物の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること【＝産廃処理業の能力基準】 ②経理的基礎を有すること【＝産廃処理業の能力基準】
	施設基準	再生に適する処理施設・収集運搬に適する車両を有すること【＝産廃処理業の施設基準】
	再生品の基準	再生品は、日本工業規格その他これに準ずる規格に適合していること ※ 埋め戻し材(建設汚泥処理土等を除く。)については、当該埋め戻し材が由来する鉱物(これと同一の種類のものを含む。)の採取地に戻して埋め戻すこと
	その他	再生活用の過程で生じる産業廃棄物の処理を適切に行うこと等
変更の指定		指定を受けた者は、次の事項を変更する場合、変更の指定を受けなければならない。 ①対象産業廃棄物の種類、再生輸送の区分及び再生活用の区分 ②再生品の種類及び使用の方法 ③排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者の追加
指定の取消		指定基準に適合しなくなったとき等は、指定を取り消される場合がある。

※ 日本工業規格その他これに準ずる規格がない場合には、愛知県再生利用指針の定めるところによる。

◇ 申請方法

再生利用個別指定業の指定申請は、所管の県事務所で受け付けております。詳しくは、下記までお問い合わせください。なお、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市で指定業を行う場合は、それぞれの市が別に制度を設けていますので、各市役所へお問い合わせください。

申請用紙のダウンロードは、本県のホームページ「あいちの環境」から可能です。

アドレス <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/haiki/kobetusitei/index.html>

◇ お問い合わせ先

愛知県環境部資源循環推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6235 または 052-954-6233

F A X 052-953-7776

2014 年秋「国連ESDの10年」最終年会合

(愛知・名古屋)を成功させよう！